



令和6年1月より  
一部上限額を  
引き上げました!

# 小山町賑わい商業創出 支援事業助成金

居住地は町外であっても  
町内で事業を営む予定で  
あれば対象となります。

町内で起業・事業承継・第二創業・新分野進出・新商品開発  
を行っていただける事業者に助成金を交付します。

## 対象

町内に事業所を置き賑わい商業を営む者  
(日本標準産業分類大分類「卸売業, 小売業」又は  
「宿泊業, 飲食サービス業」に該当する事業が対象)

- ◆起業若しくは事業継承により経営者となる者又は中小企業者
- ◆小山町商工会の会員である者又は交付決定後に会員となる見込みである者

## 助成額

◆起業  
交付対象経費の  $1/2 \sim 2/3$ 、上限最大 200 万円

◆事業承継・第二創業・新分野進出  
交付対象経費の  $1/2 \sim 2/3$ 、上限最大 133 万円

◆新商品開発  
交付対象経費の  $1/2 \sim 2/3$ 、上限最大 20 万円

※事業所の所在地、定住の有無等により上限額が異なります。

詳細については担当まで  
お問い合わせください。

お問い合わせ

小山町役場 商工振興課 商工振興班  
電話 0550-76-6111